

資格問題につきまして - 第2報 -

● 5月20日に公明党との意見交換会があり、皆藤章常務理事と国家資格検討委員会委員長の伊藤良子理事とが出席し、次の2点の意見を述べ、これらを中心とする要望書を手渡しました。

1) 法案概要に「大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等」とあるのは、実質的に学部卒の受験資格を認める内容で、これでは国民のこころの支援に応える専門業務を行うことはできない。

2) 法案概要に「公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員、その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けねばならない」とあるのは、医師の指示という点で、国民のこころの支援を行うための専門業務としての活動を制限するものとなる。

● 臨床心理職の国家資格化を求めるということについては、日本心理臨床学会、日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士養成大学院協議会の4団体とも一致しています。

● 公認心理師案骨子案に「医師の指示」の記載がなされたことについては、臨床心理士関連4団体全てが、医療提供施設に限定することを要望しています。

なお、臨床心理士関連4団体とは、1) 日本心理臨床学会、2) 日本臨床心理士資格認定協会、3) 日本臨床心理士会、4) 日本臨床心理士養成大学院協議会（当協議会）です。日本臨床心理士資格認定協会には全臨床心理士が資格登録され、日本臨床心理士養成大学院協議会には臨床心理士養成大学院（165大学院）すべてが加入しています。

上記「医師の指示」記載に関わる4団体の動きは以下の通りです。

1) 日本心理臨床学会は、5月18日の代議員総会で、「医師の指示は医療提供施設に限定する」要望を提出することを決定しています。

2) 日本臨床心理士資格認定協会は、5月22日の自民党の議連総会に意見報告を提出しています。

3) 日本臨床心理士会は、5月11日の理事会で、法案に基本的に賛同するが、「医師の指示」等に関する要望を続けることを決議しています。

4) 日本臨床心理士養成大学院協議会は、5月18日に臨時理事会を開催し、「医師の指示」等について、国民のこころの支援に関わる臨床心理士としての専門活動を制限することのないように要望していくことを決議しています

以上のとおり、「医師の指示についての条項」に関しては、臨床心理士関連4団体ともすべて問題視しており、要望書などを関係機関等に提出しています。